

中央合同事務所ニュース

2021年夏号

コロナ禍のダイビング業界

司法書士 神谷 忠勝

ついこの間、よく利用しているダイビングショップから、ダイビング機材の特別販売（定価の〇〇%OFF）の案内が来ました。今までもそういった案内は来ていましたが、今回の案内は今までよりも割引率が高い！！さらに、いままでそういった特別販売ではあまり見かけなかったメーカーの物も対象になっていました。なぜなのか気になり聞いてみると、やはりコロナが影響しているとのことでした。

なんでもダイビング業界内では、ダイビングショップの3分の1くらいが撤退（廃業）するといわれているほど疲弊しているそうです。私が利用しているショップも、去年の夏は前年比8割減だったそうです。

確かに、私もコロナが出てきてから潜りに行っていません。海に行きたいと思うことはありますが、万が一にでもコロナになってしまった時の事を考えると、やはりまだなかなか行く気にはならないというのが本音です。新しく購入した機材で、気兼ねなくダイビングに行けるように、早くコロナが治まると良いなあと思います。



株式の相続

司法書士 内納 隆治



人は誰も亡くなります。亡くなった人の財産は、相続人が相続することになります。では、その財産の中に株式があったらどうなるでしょうか。

株式も相続人が相続することになりますが、相続人が複数の場合は、遺産分割の対象となります。遺産分割協議によって、相続人の中から、議決権の行使や配当金の受領など株主となる人を決めることとなります。協議の結果によっては、会社の望んでいない状態になることもあります。株式が複数の相続人の手に渡り、株主の数が増えることにより、全員の同意を得ることや、株主総会の開催そのものが困難になる可能性も有ります。

では、会社は株主が死亡したときに何ができるでしょうか。会社は、定款に定めることによって、株主が死亡したときに、所有していた株式を相続人から買い取ることができます。これによって、株式の分散を抑えたり、望ましくない人が株式を持つことを避けることができます。

一方、1人株主の会社のような場合は、生前に後継者を決めておくのが良いと思います。生前に株式を贈与したり、遺言によって株式を遺贈することによって、特定の人に株式が渡るようになります。この方法によれば、株式と伴に会社の理念も引き継いでいくことができるでしょう。

株主が亡くなることによって、会社が存続できなくなったり、運営方針が大きく変わることがありますので、予め、会社としてどうしていきたいかを決めておき、実行できるように体制を整えておきましょう。

〒430-0929 浜松市中区中央二丁目12番5号

司法書士法人中央合同事務所 TEL053-458-1551 FAX053-458-1444

<http://司法書士法人中央合同事務所.com/>

会社・事業者破産の 実務と理論

司法書士の
ための

—相談・申立てから破産開始後の論点まで—

古橋清二・中里 功 (著)

小規模会社・事業者の破産事件の
書類作成業務のノウハウを開示!

▶ 国民の権利擁護を使命とする専門家として、自責の念を抱え疲弊した依頼者に寄り添いつつ、相談から申立書作成まで、破産法の理念に則った手続遂行の支援を書式と事例で詳説!

▶ 手続全体の論点を判例等に基づき深く理解でき、相談に来た依頼者に的確な助言をすることで、生活再建につなげることが出来る!

日本司法書士会連合会会長 今川 嘉典氏 推薦

発行 © 民事法研究会

新刊ご案内

司法書士のための会社・事業者破産の実務と理論

古橋清二・中里 功 著 発行 民事法研究会
2021年06月16日発行 A 5判・413頁 価格: 税込4,400円

本書の特色と狙い

国民の権利擁護を使命とする専門家として、自責の念を抱え疲弊した依頼者に寄り添いつつ、相談から申立書作成まで、破産法の理念に則った手続遂行の支援を書式と事例で詳説!

実務編、理論編の二部構成で、相談現場のニーズ、理論探求のニーズの双方に対応! 現時点の司法書士実務の最先端を極める!
日本司法書士会連合会会長 今川嘉典氏推薦!

法務大臣表彰拝受いたしました

このたび、司法書士として法務大臣表彰を拝受いたしました。表彰基準は知る由もありませんが、察するところ、業務歴30年以上の単体会長又は副会長経験者で、現在は役職を退いた者のうち単体会が推薦する者、というあたりかと思えます。誠に栄誉なことと嬉しく受け止めていますが、残念ながらまだまだ「ご苦労さん」と言われるつもりはありません。

比較的会務からフリーとなった今だからこそ、「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」(法1条)ためには、司法書士として今後どのように生きるべきか、思案をめぐらせています。せつかくの機会ですので少しだけ思いを書かせていただきます。

司法書士 古橋清二



法務大臣表彰
拝受いたしました
でも、まだまだ
終わるわけにはいきません!

※ QRコードからYouTube動画を見ることができます

第1 社会の変化に柔軟に対応しない職業は滅びる

脱ハンコ、脱面談、IT化、AI化、格差の拡大、人口減少等急速に変化を続ける社会に対し、常に自らの「変異」を模索し、柔軟な発想で対応していく必要がある。変化できない職業は滅びるのみ。既に「タイピスト」「腹話術師」「キャバレーのレジスター係」「ミシン販売員」は職業分類から消えている。日司連や本会が決めてくれるだろう、まだ時間がある、司法書士だけは別、などと考えているようでは「司法書士」も職業分類から消えてしまう。

第2 相続バブルで踊ってはいけない

所有者不明土地問題を解消するため相続登記が義務化される。おそらく、どの司法書士事務所も相続登記で多忙を極めることになるだろう。しかし、相続登記だけではなく、相続財産や共有物の管理制度等の大幅な法改正により、司法書士が活躍できる場面が多数考えられる。こうしたニッチな局面においても地道な研究と実践をすべきである。また、ここ30年で司法書士の血となり肉となった消費者問題や裁判への取り組みをおろそかにしてはならない。相続登記だけでは「自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことにはならない。

第3 企業法務に、もっと広く、もっと深く

企業法務に関する司法書士の業務は、商業登記を中心とした会社法関連業務が中心となっている。しかし、債権管理・回収、予防法務、事業承継等、蓄積している知識を動員すれば、司法書士が企業の参謀として活躍できる場は多数考えられる。したがって、司法書士が日常行っている業務を正確に広報し、司法書士の有用性を企業に知ってもらう必要がある。

第4 でも、譲れないものがある

第1から第3までの戯言は無責任の誹りを免れないかもしれないが、まったく自由な活動をすべきと言っているわけではない。その根底には絶対に譲れないものがある。それは、司法書士の誇りとでも言うべきなのか、具体的な言葉としてうまく言えないので、「司法書士制度を築き上げてきた多くの先達から預かっている襷」とでも表現しておくこととする。この襷を次世代の司法書士に渡さなければならない、これは絶対に譲れないのである。